

第7回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年10月11日(火) 午前10時から午前11時30分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (20名)

持山	・幸	会長	平田	・	委員
平山	正行	会長代理	北村	博美	委員
井上	治康	委員	上田	忠夫	委員
北	康	委員 (欠席)	行武	・明	委員
岡部	貢	委員	矢野	榮	委員
倉掛	正則	委員	藤井	貢	委員
平山	雅章	委員	八尋	・幸	委員
川上	富男	委員	下村	喜美子	委員
山本	政明	委員	行武	勇吉	委員
山口	弘行	委員	池松	和義	委員
メ野	・江	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について

議案第1号 平成28年10月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (農委会処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (県知事処分)

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

八尋 ・幸 委員、 下村 喜美子 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成28年度第7回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、3番 北原委員から欠席届が出ており、19番 下村委員から少し遅れますと連絡を頂いておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>議事録署名人の指名を致します。18番 八尋委員と、19番 下村委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号14を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号5を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書6ページをお開きください。 報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、上記について次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。 理由 公共事業に関する農地の一時利用届が提出されたので報告する。
	(報告第3号 番号1を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第3号 公共事業に関する農地の一時利用届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第3号について 何かご質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第3号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成28年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案書7ページをお開きください。 議案第1号 平成28年10月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成28年10月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員賛成)

議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号 農地改良行為届の審議にはいますが、井上委員が届出人となっている事案がありますので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席してください。</p> <p>(井上委員の退席を確認して)</p>
議 長	<p>それでは、番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。</p> <p>本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
17番	<p>3ページの地図を見ると網掛け部分が一部分になっているようですが、一部分を地上げするんでしょうか。</p>
事務局	<p>申請地はこの網掛け部分になります。この北側の農地は別の筆になります。申請地の全部を地上げすると聞いています。以上です。</p>
6番	<p>これは、台帳が原野で現況が田になっていますが、台帳が原野でも田は作れるんですか。</p>
事務局長	<p>これは戦後ですか、その頃から開墾などあっておりまして、台帳地目が変わらずそのまま田として利用されている部分は多々ございます。今はほとんどございませんが、昔はやはり食料難の時代にずっと開墾して田畑にされていますけど実際は地目は変えていないという事です。</p>
9番	<p>これはあくまでも水田ですか。</p>
事務局	<p>施行後の作付計画には水稻と記入されています。</p>
議 長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>議案第2号について審議が終わりましたので、井上委員は、入室・着席してください。</p> <p>(井上委員の着席を確認して)</p>

議 長	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	議案書12ページをお開き下さい。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。 (番号1を読み上げる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、13ページの調査書 番号1をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議 長	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありますか。 (質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、13ページの調査書 番号2をご覧ください。 この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上 ご提案申し上げます。
議 長	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありますか。
17番	この人でしたかね、前と前に総会確か3件目かと思えますけど、農機具は借りてから作ってあるとの事でしたが、その後の状況はどのようになっていますか。
10番	自分でトラクターを買って田んぼを耕してありました。草刈もしてありました。田んぼの登り口の所も出入りしやすいようにきれいに整地してあり結構されていくのではと思いました。今のところそこまでです。
議 長	他に質問はありますか。 (質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員賛成)
議 長	議案第3号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書14ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が 農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。
事務局	(番号1を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 宅地建物取引業の譲受人は、農地2, 077㎡を購入し、道路、排水路等を整備のうえ、 8区画、8戸の建売住宅を建築して分譲する目的での転用申請です。 建物としましては、8戸の住宅、全て木造2階建てで、総建築面積420.64㎡の計 画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がり、 概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第 1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。居住する者が、既存の集 落に接続して整備する日常生活上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外 規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障に ついては、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局 の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
10番	ただ今説明がありましたように、東側に国道386号が通っております。上下水道も通 っておりまして汚水は西側の方に排水路がありそこに流しますので、別に支障はないと思 っております。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	今、言われましたが、8ページの図面の下のの方に側溝がありますが、それが途中までしかな いんですが、これについてはこの前延長されてその下の農地の方に流されることになっていま す。下の方の耕作地には迷惑を掛けないというようになっています。以上です。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

議 長	議案第4号の番号1は全員賛成にて可決を致します。つぎに参ります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、借家住まいで手狭となっているため、実家隣りの申請地を借り受けて住宅を建築する目的での転用申請です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積156.71㎡の住宅を建設される計画です。申請地は、おおむね500m以内に太刀洗病院とみなみ幼稚園の二つがあり、南側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第4号 番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員が欠席の為、私の方から少し補足をさせていただきます。配置図の10ページでございますが、申請地の上に網掛けがあるんですが、その下に4m以上の道路があります。そこに上下水道が通っています。左側の水田でございますが、建物が平屋という事でございますので、日照にはあまり影響はなかろうかと思えます。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	今言われた上下水道の道路ですが、上の方にカーブしているんですが、このところは一段高くなった畑になっておりますので、配置図の12ページの右側については農地の耕作については支障がないというようにきいてきました。以上です。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号2は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これもちまして、第7回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。 11:30 終了